

申告書は自分で書いて早めに提出を!



所得税は税務署で、市・都民税は市役所で

窓口での受付期間は2月16日(水)~3月15日(火)

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。また、「申告」は各種手当や補助金などの申請、都営住宅の入居や融資などの申し込みの際に必要な課税・非課税・所得などの証明書発行の資料になります。

今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(水)~3月15日(火)に、所得税の確定申告は税務署で、市・都民税の申告は市役所で行います。申告は郵送でもお受けします。忘れずにご提出ください。

各会場とも車での来場はご遠慮ください。

所得税の確定申告は税務署へ

申告と相談は東村山税務署へ
〒189 8555、東村山本町1ノ20ノ22、☎042-394-681(代)

東村山税務署では、確定申告書の書き方が分からない方疑問等がある方に、「申告書作成会場」を設けて書き方のアドバイスを行っていますのでご利用ください。来場の際は、あらかじめ確定申告書の住所・氏名・扶養控除欄等、分かるところは記載し、筆記用具・計算機をご持参ください。

土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月20日(土)と27日(日)は行います。なお、当日は電話での相談は行っていません。また、混雑状況により申告書作成会場の受け付けを早めに終了する場合があります。

所得税の申告と納税は2月16日(水)~3月15日(火) 個人事業者の消費税と地方消費税の申告と納税は3月31日(木)まで

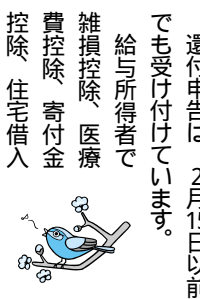
所得税の確定申告が必要な方

(1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、16年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
給与の年収が2000万円を超える方、給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方

所得税の源泉徴収が行われない家事従事者、在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方など

サラリーマンで還付申告をされる方へ
還付申告は、2月15日以前でも受け付けています。給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金



所得税と市・都民税申告の際の共通事項

申告書をすべて記載でき、申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は...封筒の裏側に、自分の住所、氏名をお書きください。申告書の「控え」に受付印が必要な方は、控えをボールペンなどで記載の上、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

税務署と市役所は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、税務署では2月20日(日)と27日(日)に、申告書作成会場を開設しています。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入

市・都民税の申告は市役所へ

申告と相談は市役所課税課市税係(市役所2階)へ
(内線23333~23337)

申告が必要な方

(1) 17年1月1日現在市内に住所があり、前年中に収入のあった方
(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方
勤務先から市役所へ給与と支払報告書の提出がない方、給与を2カ所以上から受けている方、16年中に退職し、17年1月1日現在就職していない方、給与のほかに地代・家賃原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市・都民税では申告をする必要があります)

(3) 17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方
申告の必要がない方
(1) 前記の「申告が必要な方」の(1)~(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与と支払報告書を提出済みの方
(3) 給与所得者の妻等で同居の方の扶養になつて居る方
(4) 16年中から継続して生活保護を受けて居る方

申告書は、申告する必要が
あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は課税課市税係へご連絡ください。申告書は原・ひがりが丘・滝山の各出張所にもあります。

自宅で作成、印刷!

国税庁ホームページ
調整を受けることができない方等は、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出できます。申告書をすべて記載できた方は、郵送でご提出願います(左掲の共通事項を参照)。
利用するときのポイント
カラープリンタを使用

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

市・都民税と所得税の控除額の違い (万円)

控除	17年度(16年分)	市・都民税	所得税
配偶者	一般	33	38
	老人(昭和10年1月1日以前)	38	48
	同居特別障害者	56	73
	老人同居特別障害者	61	83
扶養	一般	33	38
	特定扶養(昭和57年1月2日~64年1月1日)	45	63
	同居特別障害者	56	73
	特定扶養同居特別障害者	68	98
	老人扶養	38	48
	老人扶養親族(昭和10年1月1日以前)	45	58
障害者	一般	26	27
	特別(1・2級)	30	40
	所得1000万円以下(昭和15年1月1日以前の生)	48	50
寡婦	一般	26	27
	特別	30	35
寡夫	所得500万円以下で扶養の子あり	26	27
	勤労学生	26	27
基礎	給与所得65万円以下	26	27
		33	38

配偶者特別控除 (万円)

配偶者の合計所得金額	市・都民税	所得税
380001円~399999円	33	38
400000円~449999円	33	36
450000円~499999円	31	31
500000円~549999円	26	26
550000円~599999円	21	21
600000円~649999円	16	16
650000円~699999円	11	11
700000円~749999円	6	6
750000円~799999円	3	3
760000円以上	0	0

配偶者がパート等の収入がある場合は、その支払い金額から65万円を引いた金額が所得金額となります。

市・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所 2階204・205会議室	2月16日(水)から	午前8時半~11時半
	3月15日(火)まで	午後1時~5時
西部地域センター 3階第2・第3講習室	2月7日(月)	午前9時半~11時半 午後1時~4時
	2月8日(火)	
南部地域センター 2階講習室	2月9日(水)	午前9時半~11時半 午後1時~4時
東久留米団地 第2・第3集会所	2月10日(木)	

各会場とも、土曜・日曜日はお休みです。また、車での来場はご遠慮ください。

確定申告の無料相談(税理士会)

会場	日程	受付時間
市役所 7階701会議室	2月4日(金)と	午前9時半~11時半 午後1時半~3時半
	2月14日(月)から	
	2月18日(金)まで	

受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

印刷紙はA4普通紙、プリンタの設定の確認(画面の指示に従って確認)印刷後に正しく印刷できたかの確認(画面の指示に従って確認)

消費税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用しますと、金融機関・郵便局の預貯金口座から振り替えで納税することができます。手間が掛からず、うっかり納期限を忘れることもなくなり大変便利です。新たに口座振替を希望される場合は預貯金先の金融機関等または税務署に、

「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録を行っていない人はできないことになっていきますので、正規の税理士に依頼しましょう。



前年中に支払った領収書、障害者をお持ちの方は障害者手帳または証明書、印鑑